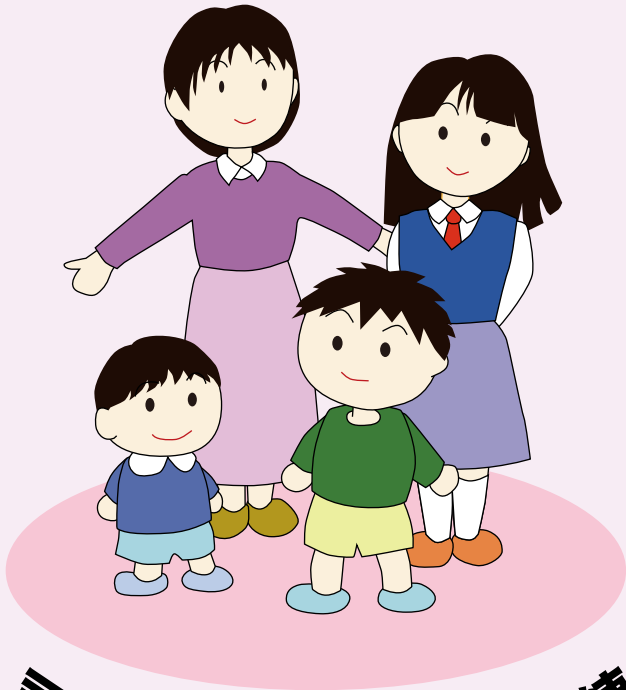


犯罪から子どもを守る



司法面接法の開発と訓練

# News Letter

## Vol.4

---

### 2010.9.

独立行政法人 科学技術振興機構

・社会技術研究開発センター

研究開発プログラム

「犯罪からの子どもの安全」

研究開発プロジェクト

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」

司法面接法 研修

司法面接研修の中間報告

研修後の面接から

研修後の業務における変化

児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修

児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修

イスラエル訪問

イスラエルの司法面接事情

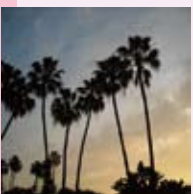
ミルマンセンターを訪ねて

San Diego / 福岡教育大学グループ

サンディエゴ『性虐待の取り調べ』トレーニング報告

福岡教育大学グループ進行状況

カレンダー



## 司法面接法 研修

司法面接研修

### 司法面接研修の中間報告

北海道大学 司法面接支援室 仲 真紀子

本プロジェクト開始以来、多くの専門家が研修に参加されました。道内の24時間研修で40人、子ども総研の山本先生(記事参照)らと行った道外の3日間の研修で136人(8月の研修も加え)、CCAPで行った道外の3日間の研修で72人、CAPと行った1日研修で40人、その他、日弁連、家庭裁判所、大学院などでの研修も含めるとかなりの数になります。

本プログラムは、原則24時間で、講義、面接の計画に関するグループワーク、面接のロールプレイ、振り返り(録画を見てのレビュー)などを行います。北大で行われる研修では、協力者である子どもさんにキャンパスに来ていただいて行う面接や、会話分析なども行います。アンケートの評価は「新しい知識を得た」、「改めて面接の振り返り・確認ができた」と概ね好評

ですが、実際のところ、研修に参加する効果はあるのでしょうか。

プログラムの効果測定のため、北大ならびに子ども総研での研修では、研修者の方々に事前事後の模擬面接を行っていただいています。これは1分程度の映像を協力者(被面接者になってくださる方)に提示し(研修者はDVDを見ません)、その内容について研修者が被面接者に面接を行い、録音して提出してもらうというものです。録音は支援室で書き起こし、分析します。現在、約130件の面接資料が収集されていますが、①道内研修、②道外研修の結果の一部をご紹介します。

右の図をご覧ください。この図は被面接者の1発話当たりの平均文字数を表したものです(仲 2009; Naka, Futakuchi, & Koyama, 2010)。①は面接全体をまとめており、②は導入、ラポール、本題に分けていますが、いずれにおいても、研修前は、面接者の方が被面接者よりも1発話当たりの平均文字数が多くなっています。しかし、研修後は①においては「自由報告」の、②においては本題での被面接者の発話文字数が、面接者の発話文字数よりも多くなることがわかります。研修により、面接者は被面接者により多く話させ、より多くの情報を得られるようになったといえるでしょう。

「自由報告を促す訓練を行うのだからこの結果は当たりまえ！」と思われるかもしれませんが。けれども諸外国のデータを見てみま

すと、こういった効果は必ずしも見いだされていません。例えば、Aldridge & Cameron(1999)は1週間における集中訓練の効果を、Westcott, Kynan & Few (2006)は9ヶ月にわたるフォローアップを含む訓練の効果を、Lamb, Sternberg, Orbach, Hershkowitz, Horowitz & Esplin (2002)は1週間にわたるNICHDプロトコルの研修の効果を調べていますが、これらの研究においては、質問の種類や引き出される情報に関して大きな効果は得られなかったということです。また、効果が持続しにくいことも指摘されています。本プロジェクトでも、研修後、例えば6ヶ月後はどうか等の検討が必要で、国外のデータと比較するには同じ指標で測定を行うことも重要であり、これは今後の課題です。けれども、少なくとも研修に参加することの効果はあるわけです。これを励みに、またさらに効果を上げることができるよう、私たちも研修に取り組んでいきたいと思えます。

#### 参考文献

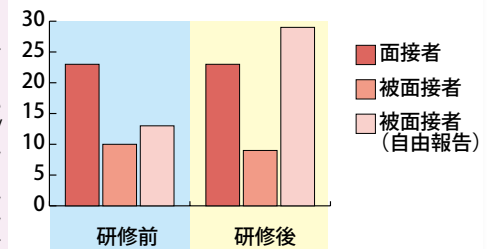
Aldridge, J., & Cameron, S. (1999). Interviewing child witnesses: Questioning techniques and the role of training. *Applied Developmental Science, 3*(2), 136-147.

Lamb, M. E., Sternberg, K. J., Orbach, Y., Hershkowitz, I., Horowitz, D., & Esplin, P. W. (2002). The effects of intensive training and ongoing supervision on the quality of investigative interviews with alleged sex abuse victims. *Applied Developmental Science, 6*(3), 114-125.

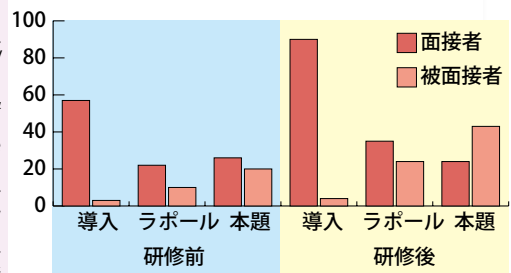
Westcott, H. L., Kynan, S., & Few, C. (2006). Improving the quality of investigative interviews for suspected child abuse: A case study. *Psychology, Crime & Law, 12*(1), 77-96.

仲真紀子 (2009). 「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」の取り組み. 法と心理学会第10回大会口頭報告. 於國學院大学.

Naka, M., Futakuchi, Y., & Koyama, T. (2010). A training programme on investigative interviewing with children: four-day training and its effect on the interview. *The 3rd annual conference of the International Investigative Interviewing Research Group (IIIRG)*. Norwegian Police University College, Norway, June 22-24. Program and Abstract, p. 41.



①2008年度科研より (N=12) (仲, 2009)



②2010年度科研より (N=32) (Naka Futakuchi & Koyama, 2009)

研修参加者

### 研修後の面接から

静岡県中央児童相談所 西田 泰子

研修終了後に実際に被害確認面接を実施することになりました。面接のビデオをスーパーバイザーと共に見直したのですが、その時に気づいたことがいくつかありました。これは一般的に性的虐待を受けた子どもと面接をする時におきてくる可能性があることなのではないかと思うので御紹介します。

まずは面接の重苦しさについてです。その子どもは面接が始まるとすぐに何回か解離し、この解離をどうしようと考えただけでも私には大変なプレッシャーでした。この重苦しさ、プレッシャーは被害者であった子どもが感じていたものと助言され、改めて子どもの置かれていた状況の厳しさに思いを至らせました。

また、バックスタッフも私も子どもの発した重大な言葉を聞き逃していたことがこのスーパービジョン中にわかりました。驚いたのは、面接中には私もバックスタッフもこの言葉に全く気づか

なかったこと、また私が一人でビデオを見直していた時にはこの言葉が聞こえたにも関わらず、あまり注意が払われなかったこと、そしてスーパーバイザーと一緒に改めてビデオを見直していた時にはこの言葉が出たとたんその重大さに気づいたという自らの気づきの違いです。今こんなにはっきり気づけたのに、どうしてこれまで聞き逃してしまっていたんだろうという疑問に対して、スーパーバイザーからは性的虐待という事実の重さに面接者はじめ直接接していないバックスタッフまでもが影響されていて、無意識のうちにこの大事な言葉を聞き逃していたのではないかと助言を受けました。研修で習ったのは本当に面接の基礎部分だと思います。面接技術を身につけると同時に、面接中におきてくることについても習熟しておかないと、面接技術を生かすこともできないのだと強く感じました。



## 研修後の業務における変化

初めて司法面接研修を受けて、戸惑うことがありました。それは、淡々と話すということ、また、暗示や誘導を避ける、ということです。

相手の発話を促そうと多少オーバーに頷いたり、状況を正確に把握するために一問一答を繰り返したり、気がつけば自分はそのような反応や態度しか持ち合わせていませんでした。しかし、司法面接では、それらは中立な立場を偏らせたり、情報の客観性を歪めたりします。

児童福祉司のケースワークは、やや大袈裟に共感してみたり、知識や経験を総動員して懸命に語りかけたり、といったことを日々繰り返しています。このため、人と向き合った途端に無意識にそれらの反応が出てしまい、淡々と話す、暗示や誘導を避ける、といった約束を飛び越えてしまい易いようです。日頃から暗示や誘導などを多用していること（それ自体はケースワーカーにとってはときに必要な技法だと思います）に改めて気づかされました。これから先において司法面接の役割を負った場合には、振る舞い方には相当の注意が必要だと痛感しました。同時に、面接態度を器用に使い分けることは、思う以上に難しく、習熟も必

研修参加者

北海道中央児童相談所 熊谷 実

要になると思いました。

このような戸惑いや困難を感じましたが、一方で、近頃は虐待ケースに取りかかるとき、どのように話を聞いていく必要があるか、あるいは、聴き出した話はその後において証拠能力を問われるかもしれない、ということを意識するようになりました。明らかに司法的対応が想定されるケースであればビデオ撮影や録音等の用意も必要、といったことも頭に思い浮かぶようになりました。

終わりになりますが、最近、警察署に刑事告発を行ったり、家庭裁判所へ相談に出向いたりするケースがいくつか発生しました。児童虐待の問題が、事件あるいは裁判として世の中に明らかになっていく過程は、この現状に対する国民の意識を高めたり、暴力行為そのものに対する既成観念を変容させていく等、社会通念の変革に大きな影響を与えます。司法的対応を積み重ねていくことは、社会通念の変革を通して、確実に児童虐待の抑止につながっていくと思われまます。児童相談所が司法機関と連携した対応を推し進めていこうとすると、司法面接の技法や手続きは大切な要件のひとつになっていくと思えます。

今年1月に、当支援室は3日間の「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」を日本子ども家庭総合研究所と共に奈良で実施しました(前号を参照)。また、5月17日から3日間、東京の日本子ども家庭総合研究所で関東圏の児童相談所職員36名を対象に、24日から3日間、静岡県中央児童相談所で中部圏の児童相談所職員32名を対象に行いました。前回と同じく、講

義、グループワークの他、山本 恒雄(日本子ども家庭総合研究所)、丸山 恭子(カウンセリングルームまるやま)、仲 真紀子(当プロジェクト)が講師となり、ロールプレイや録画した面接の振り返りが行われました。質疑応答では「話さない子ども」に対する対処方法に関してなど、研修者と講師との間で活発な質疑応答が行われました。

## 児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修

被害確認面接研修

forensic interviewのような面接技術の習得は、基本技術と枠組みの理解、ロールプレイとビデオ録画の振り返りによる集中的な実技学習を起点として、その後の継続的な練習と経験を通じての修練が重要です。初期集中訓練に3日間は短いですが、職務研修としての現場の負担からみるとそれがギリギリでした。多くの職員が3日間の集中研修に参加して下さいました。いわゆるforensic interviewが技術としても臨床システムとしても未確立なわが国の児童福祉領域において、少しでも多くの職員がforensic interviewを知り、その基本を経験して理解し、現場での適用を検討し始めることは、現在最も急がれる児童相談所の課題のひとつであると思えます。

児童相談所におけるforensic interviewは刑事捜査における被害者からの事情聴取と区別するために「司法面接」とは区別して「被害確認面接」と呼んできました。平成20(2008)年より3年計画で進められている児童相談所の性的虐待対応についての厚生労働科学研究班では、全国自治体から性的虐待対応の試行的ガイドラインのモニター協力を募り、その一環として北大の司法面接支援室と共同して、平成22(2010)年1月から児童相談所職員へのNICHDプロトコルの3日間の集中研修を、奈良、静岡、東京と実施してきました。これまでに100名の研修修了者を数え、間もなく2回目の東京研修で136名となる予定です。またこれに先立つ性的虐待対応ガイドライン試行版の研修は受講した児相職員が1000人を超えました。これは各自治体の職員の方々の熱

意と北大の支援室のご協力が無ければ実現できなかったことです。

研修で最も印象的なのは、従来の臨場的な素養・感覚・技能がforensic interviewにおいては、まず戸惑いと混乱を起こすことです。法的な客観的立証性を保証するために、あらゆる誘導・暗示・教唆・報酬・介入的ナリード等による歪曲・誤誘導の危険性を排除して、子どもの自発的な説明を得ること、さらには共感的な反応、情緒的な表現を抑え、かつ温かく強い関心をもって初対面の子どもと独自の関係性を構築することは、通常の臨場的な援助とは大きく異なる独自の技能です。3日間の集中研修では、この従来の臨床とは異なる法的な客観性・立証性に立った子どもとの面接感覚をつかんでもらうことがとても重要です。

おそらく繰り返しての振り返りと実務を通じてのスーパービジョン、トレーニングの継続が技能の定着と向上のためには必要です。これは研究班にとっても重要な課題となっています。

厚生労働科学研究 政科学総合研究「子どもへの性的虐待の予防・対応・ケアに関する研究(研究代表者 柳澤正義)」  
分担研究者：山本恒雄(日本子ども家庭総合研究所)



イスラエル訪問

2010年5月26日-6月6日

イスラエル訪問

イスラエルの司法面接事情

北海道大学 司法面接支援室 仲 真紀子

はじめに

数ある司法面接法のなかでも、多くの実証・評価研究がなされているのが、NICHD プロトコルです（北大でもこのプロトコルを用いて研修を行っています）。NICHD プロトコルは1990年代に、米国 NICHHD（National Institute of Child Health and Human Development）で、M. Lamb 教授（現在ケンブリッジ大学教授）らが開発しました。



イスラエルは1998年にNICHDプロトコルを国として導入し、以来、年間5000～8000件の面接が行われています。いかにしてこのようなことが可能になったのか、どのように実施されているのかを、本年5月末に室員の中野育子医師と仲とで現地を調査してきました。調査内容は次の通りです。

- ① 司法面接が用いられるようになった経緯
- ② 誰が、どこで、誰に対し、どのような事案において、司法面接を行っているか。
- ③ 司法面接の研修はどのように行われているか。
- ④ 司法面接の研究はどのように行われているか。
- ⑤ 司法面接をめぐる多職種連携アプローチ

以下、それぞれについて簡単にご報告します。なお、これらの情報は、ハイファ大学のハーシュコヴィツ教授、テルアビブで司法面接官のトレーニングにあたり元ハーシュコヴィツ教授の研究補助員でもあるミハイル・ブレイトマン氏（社会福祉省職員）、ハーシュコヴィツ氏のもとで学位論文を執筆中のロニット・ズール氏（社会福祉省職員）などから得たものです。

1. 司法面接が用いられるようになった経緯

1955年に子どもの捜査（child investigation）に関する法律ができ、子どもへの面接は警察でない人が行うことになったそうです。初期においては、教師が行い、警察が関与するといった方法で行っていましたが、うまくいかず、1984年に、保護観察にあたる職員（probation officer：PO）が子どもへの面接を行うことになりました。そして、この保護観察の部局の一部に子ども捜査のユニットができたとのこと。1999年、保護観察と子ども捜査の部局が分かれ、保護観察官とは別の子ども捜査官（Child Investigator：CI）が司法面接を行うようになりました。

こういった動きのなかで、イスラエルにNICHDプロトコルを導入したのが、この2月に北大でも講演をされた、ハイファ大学のハーシュコヴィツ教授です。1990年代、ハーシュコヴィツ氏は、ポスドクとしてアメリカのNICHDに就職。そこでNICHDプロトコルの開



発に携わり、帰国後、イスラエルの面接官にプロトコルを実験的に使ってもらったそうです。研究の一環としてということでしたが、使用した面接官らがその効果を実感し、国として取り入れることになりました。

2. 誰が、どこで、誰に対し、どのような事案において、司法面接を行っているか

現在、司法面接は、社会福祉省（Ministry of Social Service：ここに保護観察と子どもの捜査が入っている）において、子ども捜査官が行っています。面接官の数はテルアビブでは30人、全国で60人おり、昨今は対象範囲が増え、ウェイティング・リストも長くなっていることから、面接官を100人くらいに増やす計画があるそうです（ちなみにイスラエルの人口はおおよそ700万人。北海道は550万人です）。

面接官は、警察からの依頼を受けて、面接を実施します。例えば、子どもが虐待を受けていると教師に訴えたとします。教師には通報義務があり、ソーシャルワーカー（市の管轄である）に通報します。ソーシャルワーカーは「家庭のことがらに関する特別なソーシャルワーカー（special social worker for family matter）」に通報し、ここから警察に連絡がいきます。面接官への連絡が来るのは、常に警察からとのことでした。



当初は、司法面接は子ども（14歳未満を指します）の被害者に対してのみ行われていましたが、現在では対象が拡大し、以下の人たちに対する面接も行われています。(a) 家庭内暴力の被害者である子ども、(b) 性的虐待、性暴力の被害者である子ども、(c) 他者の死（殺人等、未遂も含む）を目撃した子ども、(d) 他者への家庭内暴力を目撃した子ども（医療的な怪我がある場合）、(e) 知的障害、発達障害のある大人（ここには被疑者も含まれます）、(f) 性犯罪の被疑者である子ども。イギリスでも2007年より、知的障害、発達障害のある大人に対して司法面接が行われるようになりましたが、イスラエルでは、被疑者に対しても行われるというところが特徴的です。

3. 司法面接の研修はどのように行われるか

ブレイトマン氏は、司法面接官の訓練にあたっています。6～11人のグループに対し、記憶、言語発達、面接法に関する理論、法律等の授業を行い、面接の実施、特に自由報告を得る方法や、オープン質問／クローズド質問の区別などをロールプレイをしながら学んでもらいます。その他、研修生は、大学での120時間の授業（法律や子どもの証言の信用性の査定などについてであり、通年2コマにあたります）やスーパーバイズも受けるということでした。



4. 司法面接の研究はどのように行われているか



ハーシュコヴィツ先生は、イスラエルのみならず、世界的に面接法の研究を牽引しています。主たる方法は、アーカイブより実際の面接の書き起こし資料を借り受け、様々な分析を行うというものです。この他、実験的に従来のNICHDプロトコルで面接を行う群と、そうでない群とを設け、得られた面接記録を分析するといったことも行っています。加えて、実務家のスーパーバイズを行い、フィードバックを与えるなど、実務的な観点からの研究も行い、現在は、ラポールの改善に関する研究に携わっているとのことでした。

以上、書きましたように、一般の司法面接は警察からの要請で子ども捜査官が行います。しかし、近年は多職種連携によるアプローチも行われるようになってきました。そのような施設が、国内に2カ所あります。その一つである、エルサレムのベイ・リン子ども保護センターを訪れ、シヨシュ・タージェマン所長とヨラム・ベン-ヤフダ医師に話を聞くことができました。

5. 司法面接をめぐる多職種連携アプローチ

この施設は、2002年、国外に在住するユダヤ人資産家の寄付により、アメリカの子どもの人権擁護機関（Children's Advocacy Center）をモデルとして作られました。「一つの屋根の下で福祉、警察、病院、弁護士が協働できる場」を目指し、司法面接のための面接官は社会福祉省から、警察は警察署から、ソーシャルワーカーは市役所から、医者は近隣の病院から出張してきます。毎年、新たな子どもが450人、延べ1200人（1日に4、5人）の子どもが訪れます。6割が5-10歳で、その7割は「知っている人」による身体的、性的被害ということでした。

この施設と社会福祉省との活動の違いは、前者では警察が司法面接官に面接を要請し、面接官は面接のみの仕事をするのに対し（捜査することはありません）、後者では司法面接官、警察、ソーシャルワーカーが協働し、被疑者を逮捕することもある、ということでした。また、医療的な診断も行います。

イスラエルという国ができたのは1948年。古いけれども新しい国であり、多くの先進的な試みが行われています。「被疑者、被害者の言葉は一言一言が、本人の身にに関する重要な証拠となる。これは正確にとっておく必要がある。面接を行う人は『判断（ジャッジ）、評価』することなく、情報を伝えなければならない。いわば、仲介者（intermediator）である」と話してくれたロニット・ズール氏の言葉が心に残っています。

以上、書きましたように、一般の司法面接は警察からの要請で子ども捜査官が行います。しかし、近年は多職種連携によるアプローチも行われるようになってきました。そのような施設が、国内に2カ所あります。その一つである、エルサレムのベイ・リン子ども保護センターを訪れ、シヨシュ・タージェマン所長とヨラム・ベン-ヤフダ医師に話を聞くことができました。

2010年5月26日-6月6日

ミルマンセンターを訪ねて

札幌トロイカ病院 中野育子

イスラエルで、発達障害の子どものため療育センターを訪ねた。街の中心部から郊外に向かって車で15分も走っただろうか。目指すセンターはアパートの立ち並ぶ中に紛れ込むようにしてあった。何度か前を通ってもその入り口さえ見つけることができず、近くで遊んでいた子どもに教えてもらってたどり着いたのである。イギリスやアメリカでも有名なセンターやクリニックは目立たず、ひっそりと建っていることが多い。大きくて目立つ看板や門構えを期待して見つかったことがない。しかし、謙虚としかいいようなないその外観とは異なり、行われている事の先進性は驚くばかりである。ここもそうであった。建物は平屋で比較的手狭なセラピー室が8部屋ほどあり、スタッフ室が3部屋程度である。決して広くはない中でこれだけの事をするのかと驚いてしまった。幾つか紹介したい。

**早期発見・早期支援の徹底：**できるだけ早期に療育を始めると効果も大きい。通常は18カ月の乳幼児健診で支援が必要とされた子どもたちが紹介されて通い始める。診断は療育の経過の中で必要に応じて行われる。診断がつくと療育費が無料になる等、様々なサポートが保証される。早期に支援を行う事で失うものはないと考えている、とのこと。

**スタッフの充実：**職員は120人で、職種は心理療法士、言語聴覚士、作業療法士、アニマルセラピスト、音楽療法士、ソーシャルワーカー、小児科医である。通常1人の子どもに5人の専門家がチームとなって、評価と療育、その後の効果判定、ケー

スワーキングなどを行う。多職種チームがここでは通常のことである。親も必ずこのチームの一員として参加するのも特徴。

**システムの柔軟さ：**子どもの生活スタイルに合わせてセラピーが組まれる。登校前や放課後に行くことも多い。スタッフは自分のケースのセラピー時間に合わせてこの場に集まる。それ以外の時間は他の場所で支援を必要としている子どもと合っている。例えば、病院や学校など。スタッフの都合に子どもが合わせるのではなく、子どもの都合に大人が合わせるのである。

温かな雰囲気のあるミルマンセンターであった。私がこれまで経験したことがないほど、ここでの療育は明るく朗らかという印象を受けた。



イスラエルは徹底している。子どもが最優先なのである。育てていく子どもたち、伸びていく子どもたちのための環境を大事にしている。そのことが専門家の中で明確さを持って一貫していると感じた。その姿勢は子どもの虐待の問題にも共通して揺るぎがない。どの専門家も職種は違っても同じであった。

その姿勢は子どもの虐待の問題にも共通して揺るぎがない。どの専門家も職種は違っても同じであった。

San Diego 報告

2010年1月25日-29日

サンディエゴ『性虐待の取り調べ』トレーニング報告

北海道大学 司法面接支援室 上宮 愛

1月25日から29日まで、カリフォルニア州サンディエゴで第24回子ども・家族虐待に関するサンディエゴ国際会議が開催されました。そこで、36時間の「性虐待の取り調べ」研修に参加しました。この研修は、米国司法省の未成年侵犯防止局 (Office of Juvenile Justice and Delinquency Prevention), フォックスヴァリー高等専門学校 (Fox Valley Technical College) により提供されたプログラムです。

**研修参加者:** 今回の研修には、25名程の専門家が参加しました。参加者の主な職種、所属機関は、警察 (12名), 子ども保護局 (Child Protective Service (CPS)), Department of Child and Family Service (DCFS), Department of Health and Human Service (DHHS) 等; 7名), 家庭裁判所調査官 (Juvenile Dependency Investigator; 2名), 被害者支援サービス (Victims Assistance Service; 1名), その他 (3名) でした。

アメリカ以外では、南アフリカの Bethany House Trust という NPO 団体から2名の参加者がいました。

**研修内容:** 今回の研修は、「性虐待の取り調べ」というタイトルの通り、証拠収集、証言の聞き取り、取り調べの仕方、反対尋問に備えるなど、虐待の捜査の一連の流れに関するトレーニングが行われました。研修の中で、印象に残っている点をご紹介します。

**児童虐待における多職種連携捜査 (Multi-Disciplinary Investigation) の実施 (2日目午後)**

多職種連携捜査 (MTD) は、アメリカでは当たり前のように行われているようでした。MDTの第一の目的は、何度も面接を行うことを軽減すること、システムが与えてしまう子どもへのトラウマを最低限にとどめることにあります。

今回の研修によれば、MDTの中心となるのは、多くの場合、子どもアドボカシー・センター (Child Advocacy Center; CAC) です。通常の MDT の中心メンバーは、警察、CPS、医療チーム、

部 (U. S. Postal Inspection Service), デジタル鑑識 (Computer Forensic), 全米行方不明・被搾取児童センター (National Center for Missing and Exploited Children; NCMEC) が含まれるようになるそうです。ここまで上げてきただけでも、かなりの数の機関が一つ一つのケースに関わっており、連携を取り合っていることが解ります。

MDT では、被害者の証言、その他関係者の証言、医学的証拠、身体的証拠、被疑者の証言、その他の背景情報、生育歴などを基にチームで判断を下します。

今回の研修では、ミネソタ州ダールズの警察署から研修を受けに来ていた刑事のクリスさんと個人的に話をする機会がありました。クリスさんの勤める警察署の多職種チームは、CAC、警察、検察官、弁護士、医師、CPS で構成されています。メンバーのうち、警察官、CPS、医師が



司法面接の訓練を受けているそうです。このチームでは、警察が、CPS のどちらかが面接を行い、CAC はこの多職種チームをコーディネートするという役割を担っています。この地域の多職種連携で特徴的なのは、メンバーに検察と弁護士の両方が入っているということです。これが非常に効果的だということです。なぜならば、弁護側は裁判では反対尋問を行う立場にあります。本来は対立する立場にある専門家である弁護士が、司法面接を実施する際に、反対尋問でおそらく取り上げられる可能性がある点についてアドバイスをしてくれるのだそうです。もちろん、このチームの弁護士は裁判で実際に対立している弁護士とは関係のない立場の人がチームに入るそうです。ケースのレビューは活字にされ、書き起こされます。そして、メンバーが集まり、ケースに関する反省会、検討会が半日かけて必ず行われるということでした。

クリスさんによれば、この仕組みを導入した当時は、お互いの立場の問題などでぶつかり合う部分もあったとのこと。クリスさん自身も初めは (クリスさんはかなりマッシュョな感じの方です), 「どうして、CPS のようなナヨナヨしたやつらと一緒に仕事しないといけないなだと思っていた。」と笑いながら話してくれました。でも、今となっては、「CPS 無しでは事件を解決できないし、本当に彼らは有能だから頼りになるよ。」とっていました。そして、「最初はいろいろと難しいこともあると思う。でも、一度一緒に仕事をしてみれば、お互いの良さっていうものはすぐに解る。そして、気がつけば一緒に連携することが当たり前になっている。」と話してくれました。

**児童虐待ケースにおける子どもへの面接法 (3日目午前)**

子どもに対する面接に関する講義では、今回は、捜査や取り調べに関するトレーニングという視点で講義がすすめられ、これまでに参加してきた面接法の研修とは少し違った司法面接の側面を聞く貴重な体験となりました。

まず、司法面接は捜査の一部であるということ、面接が全てではないという話がありました。そのため、面接者は何を聞き取っ

サンディエゴ研修の日程 (2010年1月25日~29日)

1日目

- 8:00 ~ 8:30 オープニング
- 8:30 ~ 12:00 身体的虐待とネグレクトの捜査
- 13:00 ~ 16:30 被虐待児 (身体的虐待・ネグレクト) とのコミュニケーションの取り方

2日目

- 8:00 ~ 12:00 性虐待の捜査
- 13:00 ~ 16:30 児童虐待における多職種連携捜査 (Multi-Disciplinary Investigation) の実施

3日目

- 8:00 ~ 12:00 児童虐待ケースにおける子どもへの面接法
- 13:00 ~ 16:30 児童虐待ケースの面接における子どもとのコミュニケーションの取り方

4日目

- 8:00 ~ 12:00 児童虐待ケースにおける裁判での問題と考慮する点
- 13:00 ~ 16:30 捜査に役立つ資料、機関の紹介

5日目

- 8:00 ~ 11:30 児童虐待の被疑者に対する面接/取り調べ方法
- 11:30 ~ 12:00 クロージング

検察、CAC、セラピストだそうです。しかしこれが、死亡ケース、虐待者が家族内にいる場合の性虐待、ネット犯罪の場合にはチームが拡張されます。死亡ケースでは、検視官、科学捜査班 (Crime Scene Investigation; CSI), 救急救命士が含まれます。虐待者が家族内にいる場合の性虐待では、CSI、救急救命士が含まれます。ネット犯罪の場合は、さらに、子どもに対するインターネット犯罪対策本部 (Internet Crime Against Children Task Force; ICAC), 地元 の FBI, 米国郵便局調査





てほしいのか事前にチームのメンバーに確認しておく必要があります。例えば、捜査に役立つような情報、位置関係、その他の目撃者・被害者など。また、司法面接は、カウンセリングのようなプライベートなものではなく、公のものであるということを常に考えていないといけないということです。様々な立場の専門家が共有し、証拠となりうる情報を聞き取る必要があります。

さらに、面接を始める前に、警察がかなりレベルの高い証拠（物証、医学的証拠、目撃証言など）を手に入れている可能性があります。重要なのは、これらの証拠に左右されずに面接をすることです。例えば、性交渉があったことを証明するような医学的証拠がある場合でも、その証拠に左右されず、虐待者との性交渉があったのか、ボーイフレンドとの性交渉だったのかなど、あらゆる可能性について考えておく必要があります。

また、これまで参加した様々な研修でも、面接の中で、子どもに一番最近の出来事について話してもらうことが重要であることが言われてきました。これは、認知的な問題として、最近の出来事の方が記憶に残りやすい、思い出しやすい可能性があるためです。この点に加えて、今回の研修では、最近の出来事であれば、証拠が残っている可能性が高いから、このような方法を用いるという説明もなされました。

講義の中で、講師の先生が『司法面接官は子どものメガフォンになることが目的だ』と話されました。子どもが言った言葉をそのままメガフォンを通して他の人たちに伝える。メガフォンを通すということは、言葉が変わるわけではなく、むしろ、子どもが言った言葉をそのまま大きな声で他の人に伝える、それが司法面接官の仕事であるとのことでした。そして、司法面接官とは、子どもたちに意見を許さないような、システム（司法場面、犯罪場面、つまり大人たちが代わりに判断を下さざるをえないような場面）の中で、子どもの声を伝えることを可能にするということでも素晴らしい仕事であるということをおっしゃっていました。

5日間の研修を通して、『性虐待の捜査』という視点から司法面接、多職種連携を学ぶことができたことは、非常に貴重な体験となりました。また、改めて、司法面接は、司法面接単独で存在するのではなく、様々な機関との連携の中で初めてその効果、役割を発揮するのだと感じました。面接はあくまで、子ども虐待ケースの通告から解決、処遇までの流れの中の一部であり、しかし、その流れの方向性を決める重要な情報を収集する起点となる場面だと思いました。そして、司法面接という場面が、様々な関係機関が一同に集い、共にそのケースについて考える場を提供するような場面となれば素晴らしいと感じ、今後の可能性を再認識する機会となりました。

## 福岡教育大学グループ進行状況

福岡教育大学グループ

福岡教育大学グループ 杉村 智子

杉村グループでは、昨年度に引き続き、①現実場面に近い状況で子どもの目撃証言能力を検討する応用的側面と、②子どもと成人の顔刺激に対する情報処理の違いを検討する基礎的側面の2つの方向から研究を進めています。特に、②のほうは、アイトラッカー（眼球運動測定装置）という機械を用いて実験を1つ行ったところなのですが、機械の使い方や取得したデータの解析方法等、今まで経験したことのない事柄ばかりで、試行錯誤と勉強の日々を送っています。それでは次に、それぞれの研究の具体的内容をご紹介します。

### ①複数回同じ質問をされると、子どもは顔再認の判断を変えのるか変えないのか？

主に欧米の研究では、幼児であっても誤情報や誘導情報が与えられなければ、時間をおいて複数回の記憶テストを行った場合でも、出来事に関する良好な記憶を保つことが示されています。しかし、複数回の顔再認課題が行われた場合の反応の正確さや変化に関する研究は例が少なく、特に日本の幼児を対象とした研究は行われていません。そこで、この点を検討するために次のような実験を行いました。幼児は、幼稚園のある部屋で、2人の人物が登場する約8分間の出来事を目撃しました。そして、まず1日後に2人の人物の顔の1回目の再認テスト（6枚の顔写真の中で、見たと思う人物がいるかいないかを判断後、いると判断した場合は写真選択を行う）を受け、1ヶ月後にも1回目とは別の調査者から2回目の再認テストを受けました。その結果、全体の約3割が、写真の中にいるかいないかの判断を変化させ、写真選択を行った者の約半数が、1回目とは別の写真を選択したり、1回目ではわからないと言っていたのに2回目では何らかの写真を選択する

等、反応を変化させました。このことから、誘導情報等が与えられなくても、複数回顔再認を行うと、反応を変化させる幼児がかなりいるということが明らかになりました。

### ②人物の同一性を判断する時に、子どもはどのような情報処理をしているのか？

幼児と成人を対象として2つの顔の同一性を判断させる課題を行い、判断の正確さと判断時の視線データにおける両者の違いを検討しました（写真は成人の実験風景です）。提示された刺激は、2つの顔が同一人物で同じ髪型であるもの(SS)、同一人物で違う髪型(SD)、異なる人物で同じ髪型(DS)、異なる人物で違う髪型(DD)の4種類で、それぞれ3刺激ずつ全部で12刺激について判断してもらいました。刺激への視線停留時間（刺激を見ている時間）と停留回数（見ているポイントの数）を比較した結果、刺激の種類にかかわらず、幼児のほうが刺激を見ている時間が長く、見ているポイントの数も多いことがわかりました。しかし、成人が全ての課題で正しい判断を行ったのに対して、幼児は、顔と髪型の同一性がくい違うSDとDSについては誤った判断が多く見られました。



以上が、現在のプロジェクトの進行状況です。今後、②について、顔のどの部分をどれくらい見ているかの違い等、細かい分析を行っていく予定です。また、顔の性別判断に関する実験も計画中です。



## カレンダー

日付	内容
3月16日	JST 第3回「犯罪からの子どもの安全」シンポジウム（東京・時事通信ホール）
3月24日	司法面接月例研究会（北大）
3月26日 ～28日	発達心理学会第21回大会（神戸国際会議場）
3月30日	NewsLetter Vol.3（2009年度）を発行
4月6日	「司法面接支援室通信」第4号を発信
4月23日	司法面接月例研究会（北大）
4月25日	読売新聞（朝刊）に『「司法面接」待望論』の記事が掲載
5月10日	札幌「法と心理学」月例研究会（北大）
5月12日	フォローアップ研修（奈良）
5月14日	司法面接月例研究会（北大）
5月17日 ～19日	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」（関東圏研修1：日本子ども家庭総合研究所）
5月21日	北海道発達心理研究会
5月24日 ～26日	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」（中部圏研修：静岡県中央児童相談所）
5月27日 ～6月5日	イスラエル現地調査（ハイファ大学ほか）
6月11日	「子どもの司法面接を考える」第一回勉強会（講演会）（東京 日本弁護士会）
6月13日 ～16日	Autobiographical Memory 学会（デンマーク）
6月15日 ～18日	European Association of Psychology and Law（スウェーデン）
6月22日 ～24日	International Investigative Interviewing Research Group 学会（ノルウェー）
6月24日	北海道新聞（朝刊）に『＜ひと2010＞仲 真紀子さん 司法面接の普及に取り組む北大大学院教授』の記事が掲載
6月30日	札幌「法と心理学」月例研究会（北大）
7月3日	「子どもの司法面接を考える」第二回勉強会（パネルディスカッション）（東京 日本弁護士会）
7月5日	アニー・ラング教授講演会「メディア心理学の発展と暴力的メディア研究」（北大）
7月6日 ～7日	室蘭児童相談所 研修会
7月7日	アニー・ラング教授講演会「メディア心理学の発展と法と心理学との接点」（立命館大学）
7月10日	アニー・ラング教授講演会「メディア心理学とダイナミカル・システムズ理論」（立教大学）
7月12日	「司法面接支援室通信」第5号を発信
7月11日 ～16日	International Congress of Applied Psychology（オーストラリア）ヴィクトリア州 SECASA（東南対性暴力センター）訪問（16日）
7月27日	「司法面接研修会 - 暴力被害にあった子どもの話をどう聞くか」（島根県・島根 CAP 主催）
7月28日	RISTEX 犯罪からの子どもの安全シンポジウム「子どもたちを虐待からまもる」（東京）札幌「法と心理学」月例研究会（北大）
7月30日	司法面接月例研究会（北大）
8月1日	司法面接定例研究会（北大東京オフィス）
8月16日	「司法面接支援室通信」第6号を発信
8月17日 ～19日	「児童相談所における被害確認面接実務トレーニング研修」（関東圏研修2：日本子ども家庭総合研究所）
8月23日 ～26日	CornerHouse Training（アメリカ）
8月31日	司法面接研修（札幌弁護士会）
9月1日	札幌「法と心理学」月例研究会（北大）
9月5日	北海道大学司法面接プロジェクト講演会
9月28日 ～30日	Forensic Interview Training（NICHHD 研修）
3月～9月	3月から9月の間に、司法面接を実際の事例に対して4回実施しました。

### 募集中

## お子様 研究協力者

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、幼児から高校生まで、お子様の研究協力者を募っております。本年度（2010年度）より、ご協力いただけるお子様にはご登録いただけるようになりました。登録についての詳細はプロジェクトHPをご覧ください。登録用紙もHPからダウンロードできます。

<http://child.let.hokudai.ac.jp/doc/?r=89>

### 受付中

## 司法面接に関するご相談

「犯罪から子どもを守る司法面接法の開発と訓練」プロジェクトでは、司法面接の研修や実施に関わるご相談を受け付けています。

### 募集中

## 大学院生募集

北海道大学大学院文学研究科・仲研究室では子どもの記憶、コミュニケーション、認知発達、司法面接等に関する研究を目指す大学院生（修士、博士）の受験をお待ちしています。専門職にある方の社会人入学も歓迎です。大学院受験については北大文学研究科のHPをご覧ください。

<http://www.hokudai.ac.jp/letters/>

### 謝辞

「お子様 研究協力者」登録用紙の配布で、4つの幼稚園と1つの保育所にご協力いただきました。関係者の皆様にお礼申し上げます。

「司法面接法の開発と訓練」プロジェクト事務局  
（司法面接支援室）

060-0810 札幌市北区北10条西7丁目  
北海道大学 大学院 文学研究科 内  
電話 / FAX : 011-706-2306  
[child@let.hokudai.ac.jp](mailto:child@let.hokudai.ac.jp)  
<http://child.let.hokudai.ac.jp/>

プロジェクト代表  
北海道大学大学院文学研究科 心理システム科学講座  
教授 仲真紀子  
[mnaka@let.hokudai.ac.jp](mailto:mnaka@let.hokudai.ac.jp)